

「化学製品製造業業種 6.2 改正 (No. S. 2/2549)」

2006 年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資奨励委員会 布告

No. S.2 / 2549

件名：化学製品製造業 業種 6.2 改正

Hydrogen, Peroxide, Hydrochloric Acid, Sodium Hydroxide, Sodium Chloride, Chlorine の製造に関し、この事業を妥当とみなし、投資奨励を付与する。

仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条第 2 段による権限に基づき、委員会は委員会布告 No.2/2543 仏暦 2543 年 8 月 1 日付件名奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の業種 6.2 第 6 類を改正し、業種と条件を以下と定める布告を制定する。

業種	条件
6.2 以下を除く化学製品製造業 Industrial Gases, Calcium Oxide, Silicon Dioxide, Zinc Oxide, Sulfuric Acid, Calcium Hydroxide, Aluminum Sulphate, Potassium Aluminum Sulphate, Calcium Carbonate, Calcium Phosphate, Sodium Hypochlorite, Calcium Hypochlorite, 及び Paraffin & Wax	化学工程を有すること。

仏暦 2549 年 5 月 22 日より有効である。

布告日 仏暦 2549 年 6 月 27 日

ソムキッド・チャトシーピタク

副首相

委員会議長代理